

弁護士からの緊急アピール

いじめられて苦しんでいるあなたへ、いじめの加害者となっているあなたへ

いじめられて苦しんでいる子どもたち。どうか一人で苦しまないで、どうすればよいか、どうしたいのか、弁護士と一緒に考えてみませんか。

子どもの人権110番03-3503-0110※に電話さえしてくれれば、弁護士があなたの相談にのります。都内であれば、弁護士があなたに会いに行くこともできます。

「いじめられている子どもたち、死なないで！」と見ず知らずの大人から、呼びかけられただけでは、苦しみが解決した子は少ないのではないのでしょうか。これまで何も手を差し伸べてくれなかった大人に対して、「無責任なことを言っている。何もしてくれなくせに。」という不信感を募らせ、絶望的になっているのではないかと心配です。

私たち東京弁護士会の弁護士は、これまで20年間、「子どもの人権110番」という電話相談・無料の面接相談を行って、いじめに関する相談にも対応してきました。いじめのひどさを全く認識せず、無責任な対応に終始する大人たちとも闘ってきた経験があります。だから、弁護士が、あなたの代理人として、あなたの気持ちに寄り添って、より良い解決方法を、あなたと一緒に探していくことができるはずです。

そして、誰かをいじめている、あるいはいじめを見てみぬ振りをしている子どもたち。

あなたがやっていることは、人を傷つけ、侮辱し、絶望させ、死に追いやるかもしれない行為です。すぐにやめてください。あなたの心の中に、人をいじめて喜んで喜んでいる卑怯な自分があることを見つめてほしい。

でも、いじめをしているあなたも、きっと、いじめという形でしか発散できないストレスや悩みを抱えているのだと思います。親子関係、教師との関係、友人関係や進路のことなどで悩んでいるのなら、ぜひ私たちに相談してほしいと思います。また、見てみぬ振りをしてはいけなと思ってても、誰にどうやって解決すれば良いのかわからないのならば、やはり相談してください。

私たち弁護士には「守秘義務」といって、相談者から聞いた話を勝手に他人にもらしてはいけない義務がありますから、安心してそれぞれの立場の悩みを話してみてください。

都内であれば、弁護士があなたの元へ駆けつけます。

東京弁護士会 会長 吉岡桂輔

※子どもの人権110番:月～金 午後1時30分～午後8時、土 午後1時～午後4時

